

令和8年度香川県立特別支援学校 入学者選考要綱を決定しました

令和8年度の県立特別支援学校への入学者の選考について、別添のとおり決定しました。

○主な日程

【高等部本科（各校共通）】（要綱2ページ）

【高等部専攻科（香川県立視覚支援学校）】（要綱5ページ）

(1) 願書受付期間

令和8年1月22日(木)～1月23日(金) 9:00 ～ 16:00

(2) 学力検査、面接等

令和8年2月6日(金)

(3) 合格者発表

令和8年2月18日(水) 9:00 ※各校ホームページ9:30に掲載

【幼稚部】（要綱7ページ）

1 視覚障害を対象とする特別支援学校（香川県立視覚支援学校）

聴覚障害を対象とする特別支援学校（香川県立聴覚支援学校）

(1) 願書受付期間

令和8年1月9日(金)～1月23日(金) 9:00 ～ 16:00

(2) 面接及び行動観察

令和8年1月9日(金) 以降随時

(3) 合格者発表

随時、文書で保護者に知らせる。

2 知的障害を対象とする特別支援学校（香川県立香川中部支援学校）

(1) 願書受付期間

令和7年12月24日(水)～12月26日(金) 9:00 ～ 16:00

(2) 面接及び行動観察

令和8年1月13日(火)

(3) 合格者発表

令和8年1月26日(月)に文書を発送し、保護者に知らせる。

令和8年度香川県立特別支援学校

入 学 者 選 考 要 綱

令和8年度の香川県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の入学者の選考を次のように定める。

【高等部本科】

I 学校、学科

対 象	特 別 支 援 学 校	学 科
視 覚 障 害	香 川 県 立 視 覚 支 援 学 校	普 通 科
		保 健 理 療 科
聴 覚 障 害	香 川 県 立 聴 覚 支 援 学 校	普 通 科
肢体不自由	香 川 県 立 高 松 支 援 学 校	普 通 科
病 弱	香 川 県 立 善 通 寺 支 援 学 校	普 通 科
知的障害	香 川 県 立 香 川 東 部 支 援 学 校	普 通 科
	香 川 県 立 香 川 中 部 支 援 学 校	普 通 科
	香 川 県 立 香 川 丸 亀 支 援 学 校	普 通 科
	香 川 県 立 香 川 西 部 支 援 学 校	普 通 科

II 出願資格

- 入学者選考に志願することができる者は、香川県内に住所を有する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 令和8年3月31日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みのある者
 - 中学校等を卒業した者
 - 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- 県外に住所を有する者については、前項に掲げる住所以外の要件を満たし、かつ次の各号のいずれかに該当する者に限り出願を認める。

- (1) 特別支援学校中学部において県外からの区域外就学を認められた者で、中学部を卒業し、引き続き高等部で教育を受けることを希望する者
- (2) 入学後直ちに香川県内に住所を定めることを予定し、かつ、志願先特別支援学校長が、その者の保護者の転勤など、入学後直ちに香川県内に住所を変更しなければならないやむを得ない事情があると認める場合
- (3) 入院、入所など志願先特別支援学校長が、やむを得ない事情があると認める場合

Ⅲ 募集定員

募集定員は、別途公示する。

Ⅳ 日程（各校共通）

- 1 願書受付期間
令和8年1月22日（木）～1月23日（金） 9：00～16：00
- 2 学力検査、面接等
令和8年2月6日（金）
- 3 合格者発表
令和8年2月18日（水） 9：00
※各特別支援学校ホームページにおいても、同日9：30に掲載する。

Ⅴ 出願手続

- 1 入学志願者は、次に掲げる入学願書その他の必要書類（以下「入学願書等」という。）を在学（出身）中学校等の校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。
 - (1) 入学願書（各特別支援学校所定の書式）
 - (2) 障害の程度を証明できるもの
 - ア 知的障害については、原則として療育手帳の写し
 - イ 聴覚障害、肢体不自由については、原則として身体障害者手帳等の写し
 - ウ 視覚障害、病弱については、医師の診断書（各特別支援学校所定の用紙）
 - (3) その他各特別支援学校が定めたもの
- 2 中学校等の校長は、入学志願者から入学願書等の提出があった場合には、入学志願者から提出された入学願書等の記載事項に誤りのないことの確認、所定の事項の記入及び証明を行った後、各特別支援学校指定の調査書を作成し、とりまとめて、入学願書受付期間内に志願先特別支援学校長へ提出する。

- 3 特別支援学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押す。
- 4 入学願書を受理した特別支援学校長は、中学校等の校長を経由して入学志願者に受検票を交付する。
- 5 入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真（縦4cm、横3cm）を学力検査当日までに貼付しておく。
- 6 入学志願者が出願できる特別支援学校は1校とする。
- 7 出願希望者は、障害の程度や状態を証明できるもの（療育手帳や身体障害者手帳、個別の指導計画の写しなど）を準備し、12月12日（金）までに、必ず保護者同伴で、出願を希望する特別支援学校の教育相談等を受けておくこと。

VI 検査等

1 検査

入学志願者全員に対して学力検査その他の検査等（以下「検査等」という。）を実施する。検査等の内容は、各特別支援学校が定める。

2 面接

入学志願者全員に対して面接を実施する。肢体不自由を対象とする特別支援学校、病弱を対象とする特別支援学校、知的障害を対象とする特別支援学校においては保護者同伴とする。質問事項、質問方法等は、各特別支援学校が定める。

3 検査場

出願先特別支援学校

VII 訪問教育

訪問教育は、障害のため通学して教育を受けることが困難な者のうち、特別支援学校中学部を卒業し、引き続き高等部で訪問教育を受けることを希望する者を対象者とする。前記の検査等の日程にかかわらず、選考の日時等を入学志願者に別途連絡する。訪問教育は、香川東部支援学校、高松支援学校、香川丸亀支援学校、香川西部支援学校で行う。

VIII 入学者の選考

特別支援学校長は、提出された入学願書等並びに検査等及び面接の結果を資料とし、総合的に判断して入学者の選考を行う。

IX その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、入学者選考についての詳細は、各特別支援学校が定める。必要書類、日程等は志願先の各特別支援学校に問い合わせること。
- 2 入学選考料は無料とする。
- 3 入学金及び授業料は無料とする。
- 4 入学後、保護者等が負担する教育関係経費については、家庭の経済状況等に応じ、申請により特別支援教育就学奨励費の補助を受けることができる。

【高等部専攻科】

I 学校、学科

対 象	特別支援学校	学 科
視 覚 障 害	香川県立視覚支援学校	理 療 科

II 出願資格

入学志願者は、香川県内に住所を有する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、令和8年3月31日までに高等学校卒業見込みの者、又は高等学校を卒業した者もしくは、これと同等以上の学力があると認められる者とする。

なお、第2志望として、高等部保健医療科に出願することができる。

III 募集定員

募集定員は、別途公示する。

IV 日程

1 願書受付期間

令和8年1月22日（木）～1月23（金） 9：00～16：00

2 学力検査、面接等

令和8年2月6日（金）

3 合格者発表

令和8年2月18日（水） 9：00

※香川県立視覚支援学校ホームページにおいても、同日9：30に掲載する。

V 出願手続

1 入学志願者は、次に掲げる入学願書その他の必要書類（以下「入学願書等」という。）を香川県立視覚支援学校長に提出する。

（1）入学願書（香川県立視覚支援学校所定の書式）

（2）障害の程度を証明できるもの

医師の診断書（香川県立視覚支援学校所定の用紙）

（3）その他香川県立視覚支援学校が定めたもの

2 香川県立視覚支援学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押す。

3 入学願書を受理した香川県立視覚支援学校長は、入学志願者に受検票を交付する。

4 入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真（縦4cm、横3cm）を学力検査当日までに貼付しておく。

VI 検査等

1 検査

入学志願者全員に対して検査等を実施する。検査等の内容は、香川県立視覚支援学校が定める。

2 面接

入学志願者全員に対して面接を実施する。質問事項、質問方法等は、香川県立視覚支援学校が定める。

3 検査場

香川県立視覚支援学校

VII 入学者の選考

香川県立視覚支援学校長は、提出された入学願書等並びに検査等及び面接の結果を資料とし、総合的に判断して入学者の選考を行う。

VIII その他

1 この要綱に定めるもののほか、入学者選考についての詳細は、香川県立視覚支援学校が定める。必要書類、日程等は香川県立視覚支援学校に問い合わせること。

2 入学選考料は無料とする。

3 入学金及び授業料は無料とする。

4 入学後、教育関係経費については、家庭の経済状況等に応じ、申請により特別支援教育就学奨励費の補助を受けることができる。

【幼稚部】

I 学校、学科

対 象	特 別 支 援 学 校
視 覚 障 害	香 川 県 立 視 覚 支 援 学 校
聴 覚 障 害	香 川 県 立 聴 覚 支 援 学 校
知 的 障 害	香 川 県 立 香 川 中 部 支 援 学 校

II 出願資格

入学者選考に志願することができる者は、香川県内に住所を有する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者とする。

III 募集定員

募集定員は、別途公示する。

IV 日程

1 視覚障害を対象とする特別支援学校（香川県立視覚支援学校）

聴覚障害を対象とする特別支援学校（香川県立聴覚支援学校）

（1）願書受付期間

令和8年1月9日（金）～1月23日（金） 9：00～16：00

（2）面接及び行動観察

令和8年1月9日（金）以降随時

（3）合格者発表

随時、文書で保護者に知らせる。

2 知的障害を対象とする特別支援学校（香川県立香川中部支援学校）

（1）願書受付期間

令和7年12月24日（水）～12月26日（金） 9：00～16：00

（2）面接及び行動観察

令和8年1月13日（火）

（3）合格者発表

令和8年1月26日（月）に文書を発送し、保護者に知らせる。

V 出願手続

- 1 入学志願者は、次に掲げる入学願書その他の必要書類（以下「入学願書等」という。）を志願先特別支援学校長に提出する。
 - （１）入学願書（各特別支援学校所定の書式）
 - （２）その他各特別支援学校が定めたもの
- 2 出願希望者は、各特別支援学校が定めた日までに、必ず保護者同伴で、出願を希望する特別支援学校の教育相談等を受けておくこと。

VI 検査等

- 1 入学志願者全員に対して、面接及び行動観察を行う。
- 2 面接等の実施方法等については、各特別支援学校が定める。

VII 入学者の選考

特別支援学校長は、提出された入学願書等並びに面接及び行動観察の結果を資料とし、総合的に判断して入学者の選考を行う。

VIII その他

- 1 香川中部支援学校の在籍は原則１年とする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、入学者選考についての詳細は、各特別支援学校が定める。必要書類、日程等は志願先の各特別支援学校に問い合わせること。
- 3 入学選考料は無料とする。
- 4 入学金及び授業料は無料とする。
- 5 入学後、保護者が負担する教育関係経費については、家庭の経済状況等に応じ、申請により特別支援教育就学奨励費の補助を受けることができる。